

## 「横浜市市民協働条例」3年ごとの施行状況の検討の進め方について

### 1 趣旨

「横浜市市民協働条例」（平成25年4月1日施行。以下、「条例」という。）は、その附則に「この条例の施行の日から起算して3年ごとに、この条例の施行状況について検討を加え、その結果に基づいて見直しを行うものとする。」とあります。

横浜市では、この附則に基づき、施行から3年が経過する平成28年4月1日から、条例の施行状況の検討を開始します。また、施行状況の検討にあたっては、横浜市市民協働推進委員会（以下、「委員会」という。）の御意見をいただきながら行っていきます。

#### 【前回の協議】

平成27年12月2日 第2期第3回市民協働推進委員会：意見は会議録のとおり

### 2 検討の内容

本条例における施行状況の検討とは、「市民協働の推進」という観点から、条例が適切に運用されているかを検証することと考えます。

具体的には、条例施行後3年間において、条例に基づく施策が着実に進められているか、制度等が適切に運用されているかなどについて、実績をとりまとめた上で、課題や改善すべき点、新たな施策の推進等について、委員会の御意見をいただきます。また、その内容を受けて、市民局が「条例の施行状況の検討報告書（仮称）」にまとめます。

### 3 検討の進め方

#### (1) 進め方の検討【平成27年度中】

条例の施行状況の検討の進め方について、委員会の御意見をいただきながら、検討します。

#### (2) 施行状況の調査、課題等の整理・検討【平成28年4月～11月】

##### ア 施策ごとの実績・市民協働の取組状況

条例に基づく横浜市の各施策や市民協働の取組状況について、3年間の実績をまとめます。

※ 市民協働の取組状況については、条例第20条に基づく「市民協働の取組状況報告書（平成25・26・27年度）」を基本とします。

##### イ 協働事業に係る「市民等」の意見

#### (7) 横浜市市民協働条例に関する検討ワーキングの設置・開催

条例の施行状況の検討に際し、市民等から広く意見を聴取し調査及び検討を行うため、様々な立場の人（NPO・企業・自治会町内会等）から構成される「横浜市市民協働条例に関する検討ワーキング（以下、「ワーキング」という。）」を設置し、市民等の意見聴取に必要な事項（視点、課題、アンケートや意見交換会の内容等）を検討します。

（平成28年4月～月1回程度）※設置要綱案【資料4-3】のとおり

(イ) 協働の主体へのアンケート調査

条例第 20 条報告書の協働の主体（NPO・企業・自治会町内会等）等へアンケート調査を行います。

(ウ) ホームページにおける市民意見募集

(エ) 意見交換会「市民協働フォーラム（仮称）」の開催

様々な立場の人（NPO・企業・自治会町内会・行政等）が参加し、市民協働や条例について意見交換を行うフォーラムを開催します。（平成 28 年 9 月頃・関内周辺（横浜市開港記念会館等）を予定）今後、ワーキングでテーマや構成（分科会・全体会等）について企画・検討します。

ウ 協働事業に係る庁内事業所管課の意見

事業所管課へのアンケート調査やヒアリングを行います。

エ 課題等の整理・検討

ア～ウの施行状況の調査結果に基づき、委員会において、課題や改善点、新たな施策の推進等について御意見をいただきます。

(3) 報告書の作成【平成 28 年 11 月～平成 29 年 2 月】

市民局は、施行状況の調査結果及び委員会の意見を「条例の施行状況の検討報告書（仮称）」にまとめます。

(4) 議会への報告（平成 29 年 3 月）

市民局は、「条例の施行状況の検討報告書（仮称）」を常任委員会に報告します。

(5) 見直しの実施（平成 29 年度～）

市民局は、「条例の施行状況の検討報告書（仮称）」に基づき、また常任委員会での意見を踏まえて、必要な場合は、諸規定（条例、規則、解釈・運用の手引き、協働契約書の雛形等）の改正等の具体的な見直しを実施します。

「横浜市市民協働条例」3年ごとの施行状況の検討スケジュール

日程	各種委員会等	手順	検討の内容
H27年度 3月	市民協働推進委員会	進め方の検討	市民協働推進委員会において進め方の検討
H28年度 4月		施行状況 の調査	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">                     施策ごとの実績・ 市民協働の取組 状況のまとめ                 </div> <div style="width: 45%;">                     横浜市市民協働条 例に関する検討 ワーキングの開催                 </div> </div>
5月			
6月	市民協働推進委員会		
7月			
8月			
9月	市民協働推進委員会		意見交換会「市民協働フォーラム（仮称）」の開催
10月		課題の 整理・検討	課題の整理・検討
11月		報告書の作成	「条例の施行状況の検討報告書（仮称）」の検討・作成
12月	市民協働推進委員会		
H29年 1月			「条例の施行状況の検討報告書（仮称）」の確定
2月	市民協働推進委員会		
3月	議会（常任委員会）	議会への報告	議会（常任委員会）へ報告
H29年度 ～		見直しの実施	必要な場合は、諸規定の改正等の具体的な見直しを実施

横浜市市民協働条例に関する検討ワーキング設置要綱（案）

制定：平成28年〇月〇日市市活第〇号（市民局長決裁）

（目的及び設置）

第1条 横浜市市民協働条例（以下「条例」という。）の附則第3条にもとづく条例の施行状況の検討に際し、市民等から広く意見を聴取し、調査及び検討を行うため、横浜市市民協働条例に関する検討ワーキング（以下、「ワーキング」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 ワーキングは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について討議、検討し、条例第17条に基づく市民協働推進委員会（以下、「委員会」という。）へ報告を行う。

- (1) 条例の施行状況の検討に際し、必要な視点や現状の課題に関すること
- (2) 条例の施行状況に関する市民等へのアンケートの実施に関すること
- (3) 条例の施行状況に関する意見交換会（市民協働フォーラム）の実施に関すること
- (4) その他、条例の施行状況の検討に際し、市民等の意見聴取に必要なこと

（構成）

第3条 ワーキングは、次に掲げる者で構成し、市民局長が、委員会委員の推薦等にもとづき就任の依頼を行う。

- (1) 条例第2条に掲げる「市民等」
- (2) 委員会委員または委員会部会委員

（会議）

第4条 ワーキングの会議は、市民局長が招集する。

2 前項の会議は、施行日から平成29年3月31日までの期間において必要により開催することとする。

（意見の聴取等）

第5条 ワーキングは、会議の運営上必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聴くほか、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

（事務局）

第6条 ワーキングに係る事務は、市民局市民活動支援課及び市民活動支援センターにおいて処理する。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、ワーキングの運営に関し必要な事項は、市民局長が定めるものとする。

附則

1 この要綱は、平成28年〇月〇日から施行する。